

第4次 豊能町地域福祉計画

第4次 豊能町地域福祉活動計画

第2次 豊能町自殺対策計画

概要版



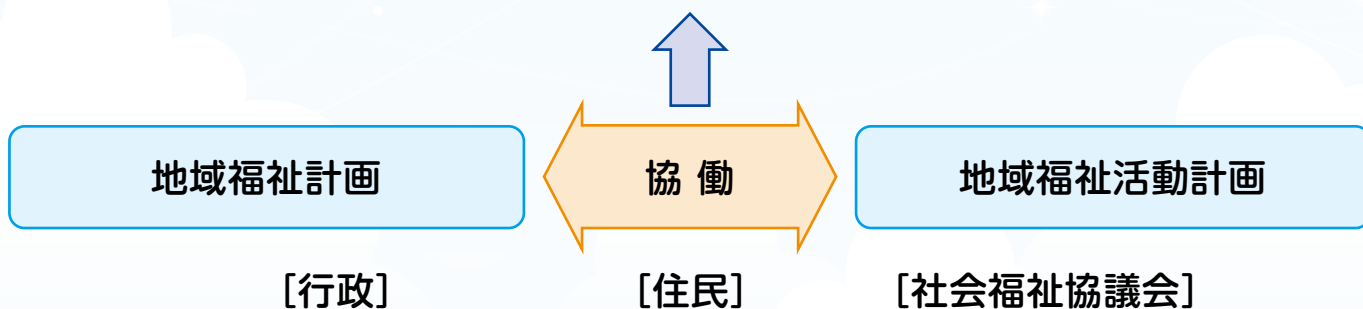
地域福祉とは…?

地域の中で困ったことや不安・不便さを、家族や友人、近隣住民、事業所、社会福祉協議会や行政などとの連携の中で解決し、「誰もが自分らしく、住みなれた地域で、安心して暮らせるまちをつつていくこと」をいいます。



計画の位置づけ

地域福祉の推進



「地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画」で、社会福祉法第107条の規定に基づいて町が策定する福祉に関する上位計画です。

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」が中心となり策定する、住民活動を中心とした民間の行動計画です。

計画の基本理念



地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの

本計画は、令和3年度(2021年度)を初年度として令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とし、地域に住む人々を主人公として、自治組織、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政が協働して、すべての人が地域の中でかかわりあって、自分らしく、安心して、みんながいっしょに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

計画の展開(地域福祉計画・地域福祉活動計画)

基本目標1 みんなの顔が見える絆づくり

人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけます。



《基本方針》

(1) コミュニティの活性化と交流促進

《具体的な取り組み》

子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、同じ地域に住む人同士が、偏見や差別なくお互いに助けあいながら安心して生活するため、支えあう意識を高めていきます。

(2) 交流の場・拠点づくり

地域福祉活動の拠点となる場について、身近な交流場所や居場所づくりを進めるとともに、既存施設の空き時間などを活用した拠点づくりを進め、サロン活動の推進を支援します。

基本目標2 地域福祉を推進するまちづくり

すべての住民が福祉の担い手であり、受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の浸透を図るとともに、新たな地域福祉の担い手や、活動の中心的な役割を担うリーダーの育成を目指します。

《基本方針》

(1) 福祉意識の啓発と人材の発掘

《具体的な取り組み》

地域のなかで「ともに生きる力」を育むために、学校を含めたさまざまな場面であらゆる世代に対し、多様な取り組みを実践しています。

(2) ボランティアの育成と活動支援

誰もが気軽に活動に参加できるよう、団塊の世代や子育て世代など、幅広い世代へ活動の呼びかけや勧誘を行います。

(3) 地域主体の福祉活動の充実

誰かがどこかで気にかけることにより地域の見守りを強化し、身近な見守りネットワークの構築を目指していきます。

基本目標3 地域で助けあい支えあう環境づくり

身近な地域で誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、地域福祉に関わる機関の連携を強化し、地域福祉のネットワークの構築を目指します。



《基本方針》

(1) 相談支援体制の整備

《具体的な取り組み》

不安や困りごとについて、一人で悩まずに気軽に相談できる体制をつくるのが大切です。各相談窓口と連携を図り、住民一人ひとりに浸透するよう、周知を図ります。

(2) 連携による総合的な支援体制づくり

問題に応じて民生委員・児童委員や地区福祉委員、地域包括支援センター、福祉相談支援室、各種相談機関等と連携しながら、ネットワークの充実を図ります。

(3) 高齢者・障害者・子育て等に対する支援

地域や事業者等と連携して、高齢者、障害者、子ども・子育て支援等の分野別計画に基づき、各種施策に積極的に取り組みます。

(4) 権利擁護と自立支援

日常生活自立支援事業や成年後見制度を通じて、認知症や障害のある人を虐待やセルフネグレクト、消費者被害などから守る権利擁護の取り組みについて、地域で一体的に推進していきます。

(5) 生活困窮者への支援

就労にかかわる課題や、心身の不調、ひきこもり、家計や家族の問題などについて、生活困窮者の課題を幅広く受け止め、関係機関と協力して、生活の自立を継続的に支援します。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

年齢や障害、経済状況などにかかわらず、誰もが、住み慣れた地域や家庭で、生涯を通して安全・安心に暮らせることを望んでいます。誰もが住みやすく、出かけやすいまちの実現に努めます。



《基本方針》

《具体的な取り組み》

(1) 防災と災害時の要支援対策

地域による支援体制の構築と、その前提となる日頃からの防災対策にむけた「地域の防災力」の強化を図ります。

(2) 安全で快適な福祉環境づくり

地域における見守りや声かけなどによる、日頃からの防犯対策にむけた「地域の防犯力」の強化を図り、犯罪を起こしにくい環境をつくります。



地区別アクションプラン

6地区の「地区別懇談会」において、地域福祉の主体である地域住民が、地域福祉活動計画の基本理念、基本目標に基づいて「自分たちの地域をどうしたいか」、「自分たちで何ができるか」を話し合い、5年間の目標と取り組みを定めました。

地区名	地区の目標 / 具体的な取り組み
吉川・ときわ台	勇気を出して「出かけよう」「声をかけよう」「見守ろう」 <ul style="list-style-type: none"> ● 誰にでもあいさつ(声かけ)できるような雰囲気づくり ● 困っている人を助けることが「当たり前」と思える気持ちづくり など
東ときわ台	たすけられたり、たすけたり、みんながつながる町づくり <ul style="list-style-type: none"> ● 世代を問わず地域で声をかけあう ● 小さな地域でのつながりからスタートする など
光風台	笑顔であいさつ 広がる絆 <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもから高齢者までがともに参加できるイベントの実施 ● お互いに助けあう気持ちを持ち、相手のことも知る など
新光風台	あいさつで笑顔になれるまちづくり。。。 <ul style="list-style-type: none"> ● 地区のイベントを『見える化』する ● 福祉の行事に一度でも参加してもらうために、行事の内容を工夫する など
希望ヶ丘	笑顔であいさつのできるまち <ul style="list-style-type: none"> ● 自治会役員、各団体とのつながりを強くし、地域福祉に関心を持つ ● イベント等ある場合は、声をかけあって誘いあって参加する など
東能勢	たすけ合い協力し合って元気な地域づくり ～さりげない見守り あいさつをしてあたたかい声かけ～ <ul style="list-style-type: none"> ● 何か困ったことがあれば、いつでも声かけできる近所付き合いをする ● 高齢化の中で、お互いに助けあう地域づくり など

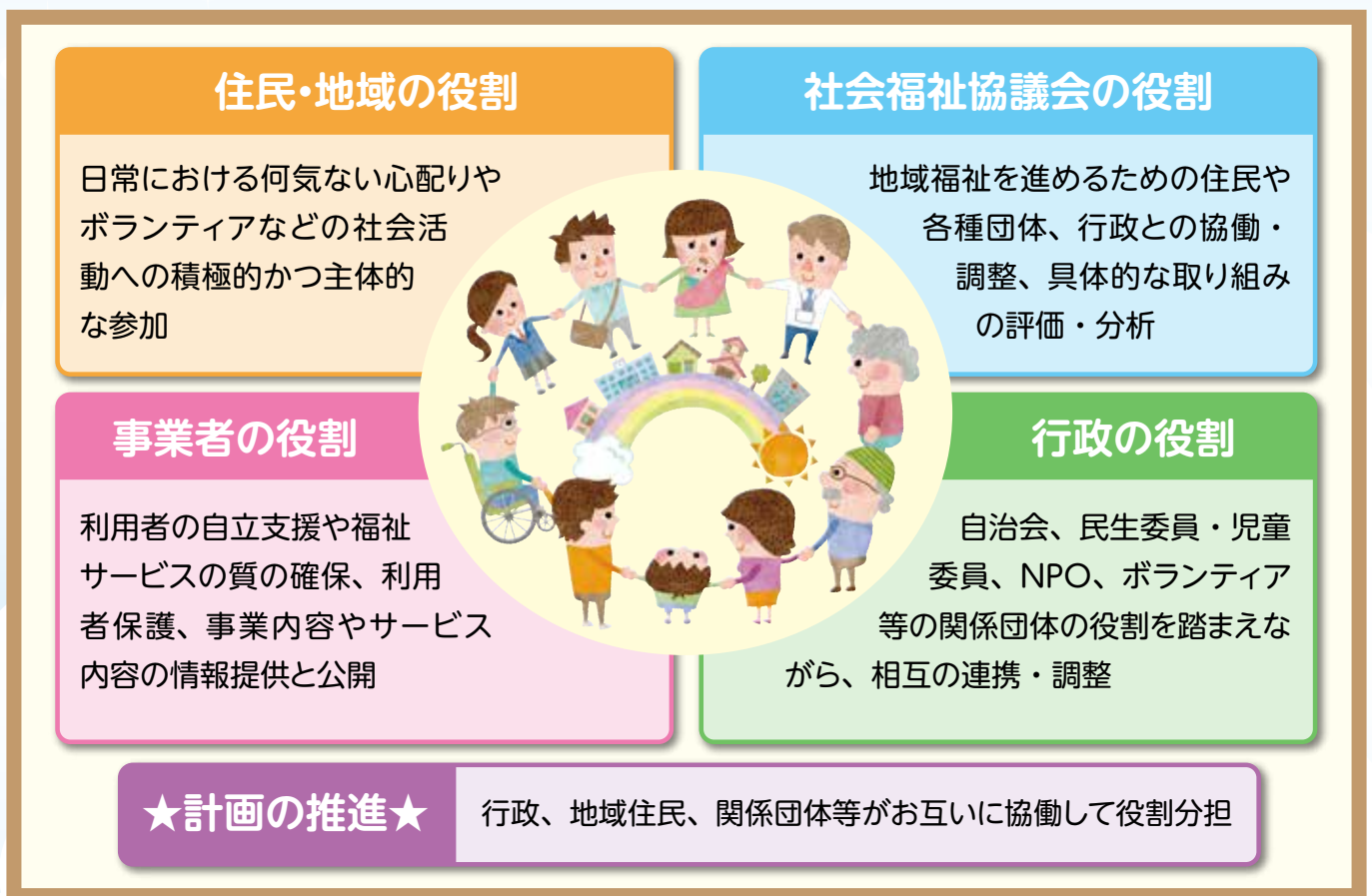
自殺対策計画

保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携を図りながら、「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす「生きることの包括的な支援」により自殺リスクを低下させ、『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す』ことを基本理念として、地域の特性に応じた自殺対策を推進していきます。

- ① 普及啓発活動
- ② 相談・支援体制の充実
- ③ 関係機関とのネットワーク強化
- ④ 生きることの促進要因への支援

計画の推進に向けて

広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて住民への周知を図るとともに、保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、町の担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。



令和3年(2021年)3月発行

編集
発行

豊能町 保健福祉部 福祉課

〒563-0292 豊能郡豊能町余野414番地の1
TEL: 072-739-3420 FAX: 072-739-1980

社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会

〒563-0103 豊能郡豊能町東ときわ台1丁目2番地の6
TEL: 072-738-5370 FAX: 072-738-0524